

# 山梨ちゅうぎん 暦年贈与型信託

**簡単**

毎年の贈与を  
サポート

**自由**

贈与方法を  
自由に設定

**安心**

贈与取引の  
記録を保存



そのお悩み、  
解決できます！

相続税負担が増したと聞いたけど、  
家族に少しでも多く  
財産を遺せないものか…

毎年の贈与契約や手続きは  
わずらわしいな…

かわいい孫が将来結婚や  
子育てをする時のために  
今のうちに渡してあげたい

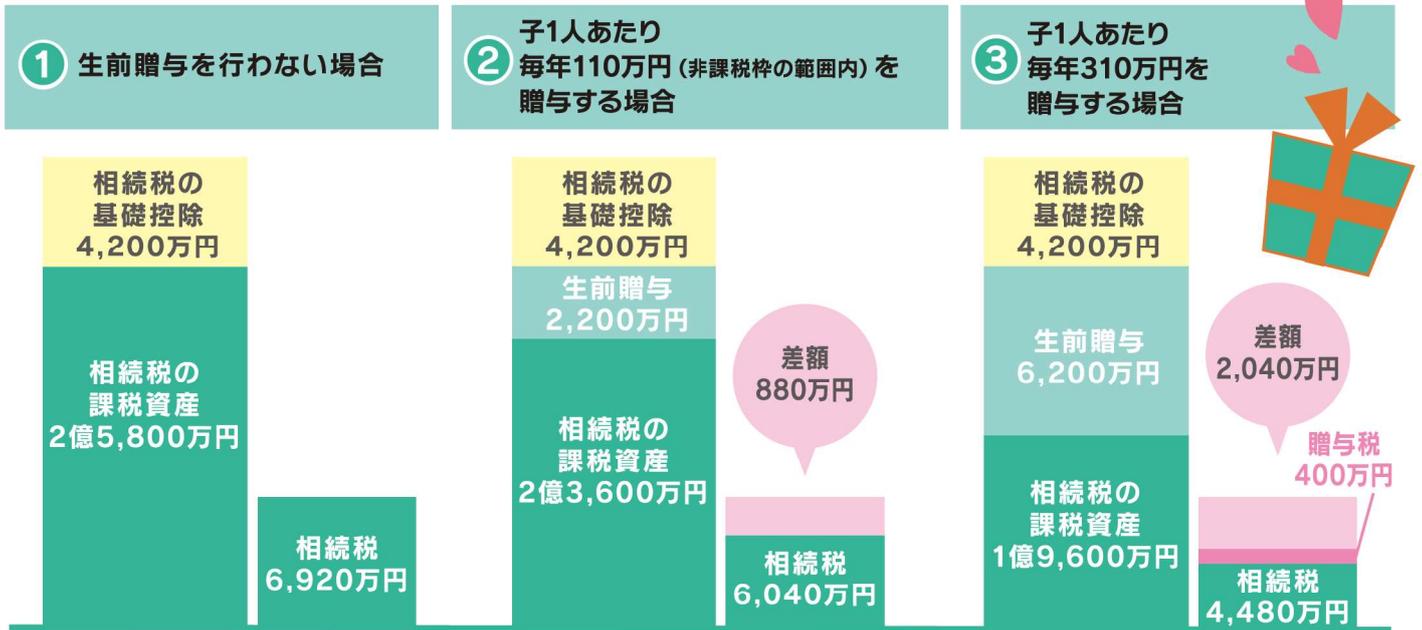
子どもの住居費や  
孫の教育費にあてるために、  
贈与を行いたい…

ご資金を管理し、毎年ご指定のご家族にご指定額の贈与をサポートする商品です。

## 生前贈与による税効果イメージ

生前贈与により相続財産を圧縮し、贈与税と相続税の税負担が軽くなる効果があります。

例えば、相続財産3億円をお持ちの方が、子2人に10年間生前贈与を行った場合



※相続開始前3年以内に贈与を受けている場合の留意点は、商品説明書をご覧ください。なお、本事例では、相続開始前3年以内の贈与がない事例として作成しております。

※本書作成日現在の相続税率・贈与税率を基にしたイメージです。

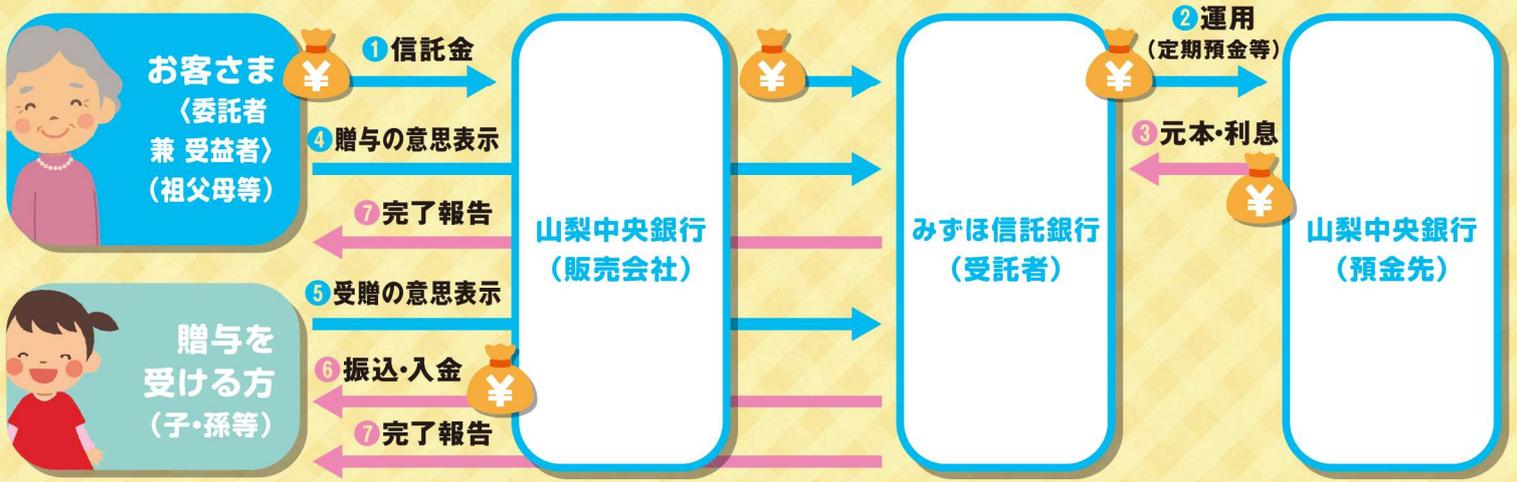
### 生前贈与にかか る注意 点

- ①例えば、10年にわたり毎年100万円ずつ贈与することが約束されている場合には約束をした年に1,000万円贈与したと認定され、贈与を受ける方は贈与税を申告・納付する必要がありますので十分ご注意ください。
- ②贈与する方が贈与を受ける方の通帳や印鑑を管理していたり贈与を受ける方が贈与の事実を知らない場合、贈与の成立は認められません。「名義預金」として税務調査等で問題となることがありますので、十分ご注意ください。

## “山梨ちゅうぎん 暦年贈与型信託” 商品概要

| ご利用いただける方    | 個人のお客さま（未成年の方を除く）   |              |                            |             |                    |             |                    |
|--------------|---|--------------|----------------------------|-------------|--------------------|-------------|--------------------|
| お申込金額等       | 500万円以上（1万円単位）<br>※本商品は複数契約のお申込が可能です。 ※お申込金（信託金）は、主に山梨中央銀行の定期預金で運用します。  |              |                            |             |                    |             |                    |
| 信託設定日        | お申込日の翌月の15日（銀行休業日の場合は当該日の前営業日となります。）  |              |                            |             |                    |             |                    |
| 信託期間         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として、信託設定日（信託契約日）から信託期間満了日まで（5～30年の期間から1年単位で指定）となります。*</li> <li>* 信託期間の延長はできません。</li> <li>●信託期間満了日は、信託設定日からお客さまがご指定した期間後に最初に到来する計算期日となります。*</li> <li>* 計算期日は、毎年11月10日となります。</li> </ul>   |              |                            |             |                    |             |                    |
| 追加信託         | お客さまによる追加信託が可能です（1万円単位で指定）。   |              |                            |             |                    |             |                    |
| 受贈候補者        | 3親等以内の親族（国内に居住してる方）の中から最大9名さままでご指定いただけます。   |              |                            |             |                    |             |                    |
| 贈与手続き        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●お客さまは、原則として年に1回、贈与手続きを行うことができます。</li> <li>●みずほ信託銀行（受託者）は、受託者所定の手続きにより、指定受贈者の口座にご指定の金額を振込みます。</li> </ul>   |              |                            |             |                    |             |                    |
| 贈与金をお支払いする日  | <p>贈与金をお支払いする日は、原則として、毎月25日（銀行休業日の場合は翌営業日）とし、お客さまから贈与の意思表示および指定受贈者からの受贈の意思表示を受けたことについて受託者の確認が完了した日より、贈与金を以下の日にお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受託者の確認が完了した日</th> <th>贈与金をお支払いする日（銀行休業日の場合は翌営業日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日～15日までの場合</td> <td>受託者の確認が完了した日の当月25日</td> </tr> <tr> <td>16日～末日までの場合</td> <td>受託者の確認が完了した日の翌月25日</td> </tr> </tbody> </table> | 受託者の確認が完了した日 | 贈与金をお支払いする日（銀行休業日の場合は翌営業日） | 1日～15日までの場合 | 受託者の確認が完了した日の当月25日 | 16日～末日までの場合 | 受託者の確認が完了した日の翌月25日 |
| 受託者の確認が完了した日 | 贈与金をお支払いする日（銀行休業日の場合は翌営業日）  |              |                            |             |                    |             |                    |
| 1日～15日までの場合  | 受託者の確認が完了した日の当月25日  |              |                            |             |                    |             |                    |
| 16日～末日までの場合  | 受託者の確認が完了した日の翌月25日  |              |                            |             |                    |             |                    |
| 受託者          | みずほ信託銀行株式会社 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  |              |                            |             |                    |             |                    |
| 販売会社         | 株式会社山梨中央銀行 〒400-8601 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号<br>登録金融機関 関東財務局長（登金）第41号／加入協会 日本証券業協会<br>※販売会社は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会には加入していません。  |              |                            |             |                    |             |                    |

## “山梨ちゅうぎん 暦年贈与型信託”の仕組み



## “山梨ちゅうぎん 暦年贈与型信託”贈与手続きの流れ



- 所定の期間内に「贈与の依頼書」と「受贈の確認書」がみずほ信託銀行あてに到着しない場合、贈与手続きを行えない場合があります。また、「贈与の依頼書」と「受贈の確認書」がみずほ信託銀行あてに到着した日以降は、贈与または受贈の意思表示の撤回はできません。
- お客さまあてにみずほ信託銀行から送付される各種書面の送付時期は、現時点で予定されている送付時期であり、将来的に変更となる場合があります。なお、送付時期が変更となる場合は、みずほ信託銀行からお客さまあてにご案内いたします。

## 本商品のご購入にあたりお客さまにご負担いただく費用について

### ■直接的にご負担いただく費用

**申込手数料** お申込金額の1.1% (税込) とします。なお、申込手数料は信託金の引落時に信託金と一緒に支払っていただきます。追加信託時には、追加信託お申込時の金額の1.1% (税込) を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒に支払っていただきます。本商品の解約が発生した場合においても、申込手数料の返却はいたしません。

**管理手数料** 贈与にかかる各種事務への対価として、管理手数料を申し受けます。管理手数料は、年11,000円 (税込) とし、毎年1月15日 (銀行休業日の場合はその翌営業日) に、信託金の元本より払出す方法によりいただきます。ただし、お申しいただく月が10月～12月の場合は、お申込の年において贈与が発生しないことから、お申込の翌年における管理手数料はいただきません。

**解約手数料** 解約手数料はかかりません。

### ■間接的にご負担いただく費用

**信託報酬** 信託報酬は、原則として計算期日 (毎年11月10日) に合同運用財産の中からいただきます。信託報酬は下記の計算式に基づき算出されます。

$$\text{信託報酬} = \text{計算期間中の信託元本平均残高} \times \text{信託報酬率} 0.10\% \times \text{計算期間中の日数} \div 365 (\text{円未満切捨})$$

ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益 (信託財産の運用収益等から費用等を控除した額) を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値 (円未満切捨) を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。

**その他信託財産にかかる費用** 信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、合同運用財産の中から支払う場合があります。当該費用等は発生時まで確定しないため表示できません。

### 税金について

● 受益者の収益金に関しては、20.315% (\*) (国税15.315%、地方税5%) の税金が分配時に源泉徴収されます (本商品は、マル優制度の取り扱いはありません)。

\* 課税上の取り扱いは、本書作成日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。

● 本商品における贈与によって、贈与を受ける方に贈与税の申告・納付いただく必要がある場合があります。その場合、贈与を受ける方は贈与税の申告期限内に申告・納付手続きをお願いします。

● 贈与する方にご相続が発生した時、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され、相続税がかかる場合がありますのでご注意ください。

● 税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家にご相談ください。国税庁ホームページのタックスアンサー等も参考となります。

## 本商品の主なリスクについて

本商品が元本割れとなる原因になり得る主なリスク要因は以下のとおりです。

### 信用リスク

運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元利金の支払いが行われなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。

### 金利変動リスク

市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じるおそれがあります。

### 流動性リスク

一時的に大量の贈与ならびに中途解約や相続が発生することにより想定を超える支払いが生じ、支払準備のための資金が不足した場合に、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。

## 本商品のご購入にあたりお客さまにご注意いただく点

### 重要事項

● 本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

● 本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、中途解約のお申し出があった場合は、解約に応じることがあります。なお、本商品は一部のみを解約することはできません。

● 信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。

● 本商品のお申込は、原則として取消することができません。また、お申込に関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。

[本商品の留意事項について] 本商品の留意事項については、商品説明書「留意事項について」をよくお読みください。